

平成21年度 畜産振興課予算の概要

平成20年12月

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、配合飼料価格の安定を図りつつ、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立する。

和牛の遺伝資源の保護・活用を推進するとともに家畜の能力の向上、遺伝的能力評価の推進、畜産新技術の実用化等の家畜改良増殖対策を総合的に進め、畜産物の生産コスト低減と品質の向上を促進する。

1. 配合飼料価格の安定対策等

- (1) 配合飼料価格安定対策事業 【5,000(6,000)百万円】
配合飼料価格の急激な上昇が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を実施。
- (2) 飼料穀物備蓄対策事業 【4,345(4,315)百万円】
海外主要生産国の凶作や輸送ルートにおける障害等の影響で国内需給がひっ迫した場合に対処するため、一定量の飼料穀物の備蓄を実施。

2. 飼料自給率の向上

【粗飼料】

- (1) 国産粗飼料増産対策事業 【2,346(1,822)百万円】
国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、新たに、国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援。
- (2) 耕畜連携水田活用対策事業 【5,404(5,404)百万円】
地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、簡易な基盤整備、飼料生産用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や、地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援。
- (3) 強い農業づくり交付金 【24,416(24,914)百万円の内数】
効率的な自給飼料生産のための飼料基盤整備や飼料作物生産用機械等の導入、耕作放棄地等における放牧の拡大等を支援。
- (4) 草地畜産基盤整備事業(公共) 【12,131(14,390)百万円】
効率的な草地等の造成・整備改良、飼料基盤に立脚した畜産担い手育成対策、未利用地と草地等の総合整備に加え、新たに、中山間等地域において、耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を支援。
- (5) 畜産環境総合整備事業(公共) 【2,294(2,290)百万円】
家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、畜産経営における低コストな臭気対策の実用化モデルの整備に対し支援。

【濃厚飼料】

- (6) 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 【250(0)百万円】
地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ(豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等)の収集や粗飼料(とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等)の生産により、自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援。
- (7) エコフィード緊急増産対策事業 【663(792)百万円】
短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援。
- (8) エコフィード対策推進事業 【9(27)百万円】
エコフィードに関わる情報等の提供や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進。

3. 家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

- (1) 畜産新技術実用化対策推進事業 【510(532)百万円の内数】
和牛の知的財産の戦略的活用を図る体制を整備するとともに、遺伝資源保護に資する遺伝子探索等技術開発、特許の取得を促進。
- (2) 和牛精液等流通管理体制構築推進事業 【130(82)百万円】
和牛精液ストロー等の流通管理を強化するため、構築してきた地域段階のモデルシステムを発展させ、精液の生産、使用状況を集約する全国システムを構築。

4. 家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化

- 強い農業づくり交付金 【24,416(24,914)百万円の内数】
- 家畜改良増殖対策推進事業 【159(160)百万円】
- 畜産新技術実用化対策推進事業 【510(532)百万円の内数】
- (1) 家畜改良増殖の推進
- ① 乳用牛については、牛群検定により遺伝的能力評価による雌牛の選択的利用を推進するとともに、国産遺伝資源を活用した種雄牛づくりの強化、海外種雄牛の遺伝的能力データの収集による国産種雄牛の優位性の分析、繁殖性や長命性等を加味した新たな指標の開発等により、後代検定による我が国の風土に適した種雄牛の作出を実施。
 - ② 肉用牛については、広域後代検定による高能力種雄牛の作出・利用の推進、増頭に資する和牛受精卵の供給施設の整備等を実施。
 - ③ 豚については、改良施設の整備、遺伝的能力評価の普及・推進等を実施。
- (2) 畜産新技術の実用化
- ① 遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良方法の開発・検証。
 - ② 牛個体識別システムと電子タグを結びつける新たな仕組みを構築し、牛群管理の自動化・省力化、牛個体識別システムを活用した情報提供等の充実と効率化を図るモデル的な取組を支援。

配合飼料価格安定対策事業

【配合飼料価格安定対策事業 5,000(6,000※)百万円】
(配合飼料メーカー積立分と合わせて100億円)
(※ 別に20年度1次補正 8,500百万円)

対策のポイント

配合飼料価格の急激な上昇が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

(配合飼料価格安定制度の仕組み)

我が国の畜産経営においては、生産費に占める配合飼料費の割合が高く、配合飼料は原料の大部分を海外からの輸入に依存しているため、その価格は穀物の国際相場、海上運賃(フレート)、為替等の影響により変動しやすいという特性を有しています。

こうした状況を踏まえ、配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付する配合飼料価格安定制度を設け、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響の緩和を図っています。

○通常補てん・・・畜産経営者及び配合飼料メーカーの自主的な積立金が財源。

原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均価格を上回る場合に、その上回る額を補てん。

○異常補てん・・・国及び配合飼料メーカーの積立金が財源。

通常補てんでは対処し得ない異常な配合飼料価格の高騰時に通常補てんを補完するため、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格の115%を上回る場合に、その上回る額を補てん。

政策目標

畜産経営の安定を図り、もって、消費者に対し、畜産物を合理的な価格で安定的に供給できる体制を確立。

<内容>

1. 事業概要

(1) 通常補てんでは対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上りに際し、畜産経営の受ける影響を緩和するため、異常補てんに必要な財源の積み増しを行います。【補助率：定額】

(2) 通常補てん基金の財源不足が生じた場合に、必要な基金財源の借入に対する利子助成を実施します。

2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構

[担当課：生産局畜産部畜産振興課需給対策室(03-3591-6745(直))]

飼料穀物備蓄対策事業

【4,345（4,315）百万円】

事業のポイント

飼料穀物の国内への安定供給を図る施策を実施します。
飼料穀物の国内需給がひっ迫した場合に対応するため、配合飼料の主原料である飼料穀物を一定量備蓄します。

（飼料穀物の備蓄について）

我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の大きい飼料穀物を主原料としています。このため、飼料原料が短期的にひっ迫する事態に備え、配合飼料の主原料であるとうもろこし・こうりゃんを60万トンを備蓄しています。

- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし（100%）、こうりゃん（100%）
- ② 配合飼料の原料割合（H19年度）・・・とうもろこし（50%）、こうりゃん（5%）

（これまでの不測の事態における放出（貸付）事例）

- ・ 平成8年10月～
米国とうもろこしの7年産が凶作であった影響で、8年産が流通するまでの端境期に穀物需給が逼迫したため、備蓄穀物を放出（貸付）。
- ・ 平成10年6月～
降雨量の減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続いたことにより運送事情が悪化したため、備蓄穀物を放出（貸付）。
- ・ 平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリーナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給の逼迫が懸念されたため、備蓄穀物を放出（貸付）。

政策目標

不測の事態において、国内畜産生産者に安定的に配合飼料を供給

<内容>

1. 事業内容

備蓄穀物のとうもろこし・こうりゃん（60万トン）を配合飼料メーカーに保管委託します。このとき、地域ごとの配合飼料の生産量などを踏まえ、全国の34の港湾地域に備蓄穀物を配置しています。

2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構、備蓄穀物保管協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-8042（直））]

飼料自給率の向上

【飼料自給率向上対策 272（283）億円】

対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

（飼料の種類）

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大宗が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 粗飼料の生産拡大

- (1) 国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、新たに、国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援します。

国産粗飼料増産対策事業 2,346（1,822）百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

- (2) 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤整備や飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備、耕作放棄地等における放牧の拡大等を支援します。

強い農業づくり交付金 24,416（24,914）百万円の内数
補助率：1/2、1/3等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

- (3) 地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や、地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

耕畜連携水田活用対策事業 5,404（5,404）百万円
補助率：1/2、定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会
地域水田農業推進協議会

- (4) 効率的な**草地等の造成・整備改良**、飼料基盤に立脚した畜産担い手育成対策、未利用地と草地等の総合整備を行うとともに、新たに、**中山間等地域において、耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を支援**します

〔草地畜産基盤整備事業(公共) 12,131(14,390)百万円
補助率：1/2、55/100、2/3等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人〕

- (5) 飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

〔酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 6,446(5,446)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

2. エコフィードの生産拡大と利用の促進

- (1) 地域の畜産生産者等が共同で使用する**TMRセンター等**において、地域で発生する食品残さ(豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等)の収集や粗飼料(とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等)の生産により、**自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援**します。

〔地域資源活用型エコフィード増産推進事業 250(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

- (2) 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、**食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組**に対し支援します。

〔エコフィード緊急増産対策事業 663(792)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

- (3) **エコフィードに関わる情報等の提供や認証制度の検討等の取組への支援**により、食品残さの飼料化を推進します。

〔エコフィード対策推進事業 9(27)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))
〃 畜産企画課(03-3502-0874(直))
〃 農業生産支援課(03-3597-0191(直))〕

粗飼料の生産拡大

【強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数】
【その他 28,621(29,352)百万円】

事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ(牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの)、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類(とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米)、糠類(ふすま、米ぬか)、粕類(大豆油粕、ビール粕、豆腐粕)、エコフィード等

粗飼料は、牛や羊等の反芻(はんすう：一度飲み込んだ食べ物を再び口に戻して噛むこと)動物にとって必須の飼料です。牛や羊等は粗飼料のほかに濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

政策目標

飼料自給率の向上
24% (平成15年度) → 35% (平成27年度)

<内容>

1. 事業内容

(1) 飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

- ① 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備
- ② TMR(完全混合飼料)を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備
- ③ 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備
- ④ 水田における飼料作物の作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備
- ⑤ 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備
- ⑥ 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数
補助率：1/2、1/3等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

(2) 国産粗飼料の広域流通体制の確立

国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、新たに、国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援します。

国産粗飼料増産対策事業 2,346(1,822)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等

(3) 水田における粗飼料増産の推進

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

〔 耕畜連携水田活用対策事業 5, 404 (5, 404) 百万円
補助率：1/2、定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会
地域水田農業推進協議会 〕

(4) 水田等の有効活用による飼料作物等の生産拡大

主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物(米粉、飼料用米、麦、大豆、飼料作物)の需要に応じた生産拡大を支援します。

〔 水田等有効活用促進交付金 ① (0) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会
地域水田農業推進協議会 等 〕

(5) 飼料基盤整備の促進

①大型機械化体系に対応した効率的な草地等の造成・整備改良、②飼料基盤に立脚した畜産担い手の育成対策(担い手支援、再編整備、水田地帯等担い手育成)、③林地等の未利用地と草地等との一体的な土地利用への再編を行い、飼料基盤整備を引き続き促進します。また、新たに、中山間等地域において耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を支援します。

〔 草地畜産基盤整備事業(公共) 12, 131 (14, 390) 百万円
補助率：1/2、55/100、2/3等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人 〕

(6) 環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

〔 酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 6, 446 (5, 446) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

(7) 畜産環境の総合的な整備の促進

家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備を行うとともに、畜産経営における低コストな臭気対策の実用化モデルの整備に対し支援します。(アンダーライン部分は、事業実施主体が都道府県、事業指定法人の場合のみ)

〔 畜産環境総合整備事業(公共) 2, 294 (2, 290) 百万円
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人、市町村等 〕

〔 担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-5993 (直))
畜産企画課 (03-3502-0874 (直))
〃 農業生産支援課 (03-3597-0191 (直)) 〕

国産粗飼料増産対策事業（拡充）

【2, 346（1, 822）百万円】

事業のポイント

国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、新たに、国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援し、国産粗飼料の増産を図ります。

（稲発酵粗飼料の生産）

稲発酵粗飼料（稲WCS）は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化（発酵）した粗飼料で、平成19年度の作付面積は6,339haとなっており、昨年度から1,157ha（+22%）拡大しています。

今後とも、良質な国産粗飼料を確保するため、稲WCSの生産・利活用を推進することが重要です。

（粗飼料の広域流通）

国産粗飼料の増産により、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現させることは、我が国畜産の持続的な発展を目指す上からも重要です。

また、畜産農家においては、農地や労働力が不足している農家も多く、耕畜連携により、耕種農家が生産した粗飼料を畜産農家に安定的に供給されることが重要となっています。

しかしながら、国産粗飼料については、近隣の畜産農家と耕種農家間の取引が中心であり、国産粗飼料のさらなる増産・利活用に向けて、粗飼料の広域流通体制を確立することが必要となっています。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

（1）稲発酵粗飼料給与確立型

稲発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う畜産経営を支援します。

【補助率：定額（10千円／10a）】

（2）粗飼料広域流通モデル確立型（新規）

国産粗飼料について計画的・効率的な広域流通による利用拡大を推進するため、国産粗飼料の流通拠点の整備を支援するとともに、畜産農家等の協力を得て、広域流通する国産粗飼料の品質等に係る全国的な調査を支援します。

【補助率：定額、1／2】

（3）国産粗飼料増産推進

本事業に係る取組が円滑に推進できるよう、推進会議の開催、推進指導等を支援します。

【補助率：定額】

※ 飼料用国産稲わら確保対策型及び水田裏利用飼料生産供給推進型について、平成20年度までに採択された実施者の継続した取組に対して支援します。

2. 事業実施主体

民間団体等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

畜産公共事業（拡充）

【草地畜産基盤整備事業 12, 131（14, 390）百万円】

【畜産環境総合整備事業 2, 294（2, 290）百万円】

事業のポイント

飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を図るため、自給飼料基盤の確保・整備を支援するとともに、家畜ふん尿の適切な処理等を行うため、畜産環境対策を総合的に実施します。

【草地畜産基盤整備事業】

中山間等地域において、耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を創設するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

【畜産環境総合整備事業】

畜産を起因とした悪臭問題に対応するため、革新的な臭気対策技術を活用したモデル事業を新たに実施します。

（平成20年度事業実施地区数）

草地畜産基盤整備事業 146地区

畜産環境総合整備事業 31地区

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

(1) 草地畜産基盤整備事業

1) 都道府県営草地整備事業（都道府県、事業指定法人） 【補助率：50%】

①担い手中核型（北海道に限る）

大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を支援するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

②公共牧場中核型

公共牧場の再編整備及び周辺農家の草地等の一体的な整備を支援します。

2) 畜産担い手育成総合整備事業（都道府県、事業指定法人）

飼料基盤に立脚した畜産担い手の育成対策（担い手支援型、再編整備型、水田地帯等担い手育成型）を行うとともに、新たに中山間等地域において耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を創設するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

①耕作放棄地等活用対策 【補助率：55%（離島60%、沖縄・奄美70%）】

中山間等地域において、整備対象に耕作放棄地等を一定以上含むこと、かつ、耕

作放棄地等の長期活用を行うこと等を採択要件として、基盤整備や農業用施設整備等を実施します。

②飼料自給率向上対策 【補助率：55%（離島60%、沖縄・奄美70%）】

中山間等地域において、飼料自給率の目標がランク別に設定した達成要件を満たし、かつ、目標の達成が確実であること等を採択要件として、基盤整備や農業用施設整備等を実施します。

3) 草地林地一体的利用総合整備事業（都道府県、事業指定法人）

沖縄・奄美の補助率を新たに設定します。 【補助率：沖縄75%、奄美70%】

(2) 畜産環境総合整備事業

1) 畜産環境総合整備事業（都道府県、事業指定法人） 【補助率：50%等】

家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその附帯施設の整備を引き続き支援します。

また、革新的な臭気対策技術を活用して行う実用化モデル事業を創設します。モデル事業の実施により、低コストな手法による臭気対策の整備が可能となるとともに、併せて家畜ふん尿の適正な処理と還元農用地等の造成整備を行い、地域社会の生活環境の改善、畜産主産地の形成及び地域活性化を促進します。

2) 畜産環境総合整備統合補助事業（市町村、農協等） 【補助率：50%等】

市町村、農協等が地方の実情に合わせて行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備、草地等の多面的機能を活用した地域社会の活性化のための草地及びその附帯施設の整備を引き続き支援します。

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち 都道府県営草地整備事業（拡充）

【12, 131（14, 390）百万円の内数】

対策のポイント

鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

（野生鳥獣の生息分布域の拡大）

近年、少雪化や暖冬傾向、繁殖率の向上、生殖年齢の低下や幼獣の死亡率の低下、耕作放棄地の増加等により、野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しており、中山間地域から平野部へと拡大している状況にある。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1 事業内容

（1）事業内容の拡充

① 担い手中核型（北海道に限る）

事業実施計画策定事業、草地整備改良事業（鳥獣害防止施設整備を含む。）等

② 公共牧場中核型

事業実施計画策定事業、草地整備改良事業（鳥獣害防止施設整備を含む。）等

（2）採択要件

① 担い手中核型

- ・事業完了後の受益草地の面積が、500ha以上（中山間地域250ha以上）
- ・事業参加者に占める担い手農家のシェアが事業完了時で、おおむね1/3以上

② 公共牧場中核型

- ・地区内における公共牧場の既存草地面積が、北海道にあってはおおむね250ha以上（中山間地域おおむね125ha以上）、都府県にあってはおおむね100ha以上（中山間地域おおむね50ha以上）
- ・事業完了後の受益面積が、北海道にあってはおおむね300ha以上（中山間地域おおむね150ha以上）、都府県にあってはおおむね60ha以上（中山間地域おおむね30ha以上）
- ・当該公共牧場を建設した事業完了後から起算して5年以上経過していること。

【補助率：50%】

2 事業実施主体

担い手中核型 北海道

公共牧場中核型 都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993(直)）]

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち 畜産担い手育成総合整備事業（拡充）

【9, 271（11, 058）百万円】

対策のポイント

中山間等地域において、耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を創設するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を新たに助成対象として実施します。

（中山間等地域とは）

山村振興法、過疎地域特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島振興法の指定地域及び特定寒冷地帯（北海道等）を指します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1 事業内容

(1) 事業内容

事業実施計画策定事業、基本施設整備事業（鳥獣害防止施設整備を含む。）、農業用施設整備事業、土地利用円滑化事業 等

(2) 拡充内容

従来事業(採択要件)を「担い手育成対策」とし、中山間等地域において、耕作放棄地等の解消や発生防止、飼料自給率の加速的な向上等を行う取組を支援するため、新たな事業(採択要件)を創設し補助率を別途定める。

- ①担い手育成対策 【補助率：50%（離島55%、沖縄・奄美2/3）】
 - ・事業参加者がおおむね10人以上、家畜飼養頭羽数(肥育豚換算)がおおむね2,000頭以上、受益面積がおおむね30ha以上 等
- ②耕作放棄地等活用対策 【補助率：55%（離島60%、沖縄・奄美70%）】
 - ・耕作放棄地等を一定以上含むこと
 - ・整備対象となる耕作放棄地等の長期活用を行うこと（義務づけ）
 - ・耕作放棄地等基盤整備基本構想を策定していること
 - ・担い手育成対策の採択要件を満たしていること
- ③飼料自給率向上対策 【補助率：55%（離島60%、沖縄・奄美70%）】
 - ・飼料自給率の目標がランク別に設定した達成要件を満たし、かつ、目標の達成が確実であること（義務づけ）
 - ・市町村酪肉近代化計画に飼料自給率の目標が設定されており、かつ、目標から類推した推計値(トレンド)よりも現況値が上回っている、若しくは上回る事が確実な市町村であること
 - ・担い手育成対策の採択要件を満たしていること

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993(直)）]

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち 草地林地一体的利用総合整備事業（拡充）

【12,131（14,390）百万円の内数】

対策のポイント

沖縄・奄美地域において、本事業の実施を促進するため、補助率を新たに設定します。

（本事業の趣旨）

本事業は、中山間地域等において、未利用地の林地と草地等農用地を一体的な土地利用体系に再編し、畜産的活用を促進するための飼料生産基盤等の整備を支援します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1 事業内容

（1）事業内容

事業実施計画策定事業、基本施設整備事業、利用施設整備事業、土地利用円滑化事業

（2）採択要件

- ① 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の指定地域
- ② 酪肉近代化計画を策定している市町村
- ③ 家畜飼養頭数がおおむね1,000頭以上(肥育豚換算)
- ④ 次のいずれかを満たすこと
 - ア 林野率が75%以上等
 - イ 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積が1/2以上
 - ウ 田の面積のうち勾配が1/20以上の土地にある面積が1/2以上
 - エ 積算温度が著しく低く、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等
 - オ 耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であって、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想に耕作放棄地対策を定めている市町村
- ⑤ 草地、林地等の受益面積がおおむね30ha以上であること等

【補助率：55%（離島60%、沖縄75%、奄美70%）】

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993(直)）]

畜産環境総合整備事業（公共）のうち 畜産環境総合整備事業（拡充）

【2, 294（2, 290）百万円の内数】

対策のポイント

畜産を起因とした悪臭問題に対応するため、革新的な臭気対策技術を活用したモデル事業を実施します。

（畜産経営に起因する苦情発生状況）

・畜産経営に起因する苦情発生戸数2,541戸のうち悪臭関連1,602戸（57.4%）

（平成19年7月1日までの1年間）

政策目標

家畜排せつ物の適正な管理の確保及び利用の促進

<内容>

1 事業内容

（1）事業内容

①資源リサイクル型及び草地畜産活性化型

事業実施計画策定事業、基盤整備事業、施設整備事業、土地利用円滑化事業

②新技術活用地域環境改善モデル型

事業実施計画策定事業、基盤整備事業、臭気対策施設整備事業、新技術導入円滑化事業、土地利用円滑化事業

（2）採択要件

①資源リサイクル型及び草地畜産活性化型

【補助率：50%等】

- ・事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算でおおむね2,000頭以上であること。
- ・基盤整備及び施設整備に係る受益面積がおおむね30ha以上であること（環境負荷脆弱地域は除く）
- ・事業参加者のうち畜産業を営む者が原則として10人以上であること（草地景域活用活性化施設整備を行う場合を除く） 等

②新技術活用地域環境改善モデル型

【補助率：50%】

- ・畜産経営に起因する悪臭の苦情発生が多発しており、緊急的な対応が望まれるモデル性のある地域であって、将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること
- ・悪臭等の主な発生源である畜舎及びふん尿処理施設における臭気及び粉じんを除去する革新的な技術であること
- ・資源リサイクル型の採択要件(2,000頭、30ha、10人)を満たしていること
- ・モデル実証により地域の環境改善が図られ、畜産主産地の育成により飼料基盤の面積が増加すること 等

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993(直)）]

エコフィード（食品残さの飼料化）の生産拡大と利用の促進

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業

250（0）百万円】

【エコフィード緊急増産対策事業 663（792）百万円】

【エコフィード対策推進事業 9（27）百万円】

事業のポイント

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等における食品残さの利用及び食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィード生産拡大を推進します。また、エコフィードに関する技術情報等の普及に努めるとともに、畜産農家が安心かつ安定的にエコフィードを利用するための認証制度の検討を実施します。

（エコフィードとは）

- ・ 食品残さ等を利用して製造され、国内の未利用資源を有効活用することで飼料自給率の向上に資する飼料です。
- ・ エコフィードの利用においては、食品関連事業者、処理加工業者、畜産生産者等関連する分野と関係者が多く、また、飼料は家畜に毎日給与されるものであるため、原料供給、運搬加工、利用の各段階が密接に連携し、広域的で効率的な収集・加工・供給を可能とする体制や、一定の品質のものを安定的に定量供給する体制を構築することが必要です。
- ・ さらに、食品リサイクルによる資源の有効利用を推進し環境負荷軽減を図る観点から、エコフィードの推進にあたっては、消費者、食品関連事業者、畜産生産者をはじめとする関係者の、「食品残さ」から「食品循環資源」、これを利用した「資源循環型畜産」への一層の理解醸成と意識変革が必要です。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1 TMRセンター等を活用した地域内食品残さ等の有効活用

（1）地域未利用資源の利用拡大

地域の生産者集団等がTMR等の活用により、食品残さ等の飼料原料の収集量（利用量）の拡大に取り組む場合に必要となる立ち上がり経費の一部を助成します。

(2) 共同による自給飼料の生産・調製の拡大

共同で自給飼料を生産拡大し、TMR等の原料として使用する場合、飼料生産・調製の拡大に要する経費の一部を助成します。

地域資源活用型エコフィード増産推進事業 250(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの連携によるエコフィード生産拡大

短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 663(792)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. エコフィードの推進

① ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びITを活用した地域情報システムを構築します。

② エコフィード認証制度

畜産農家がエコフィードを安心かつ安定的に利用するため、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業者の認証の普及・定着を図るとともに、エコフィード活用畜産物等に対する表示認証を検討します。

エコフィード対策推進事業 9(27)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3591-6745(直))]

家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

【畜産新技術実用化対策推進事業 510（532）百万円の内数】

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 130（82）百万円】

事業のポイント

我が国の財産である和牛に特徴的な遺伝子に関する特許の取得促進、和牛精液の流通管理の厳格化により、和牛遺伝資源について戦略的に保護・活用する体制を整備します。

（家畜の遺伝資源とは）

- ・ 和牛の遺伝資源は、長年の育種改良の努力により創造された我が国の財産。
- ・ 過去に輸出された和牛の遺伝資源を用いて海外で交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況。
- ・ 19年の海外からの子牛の輸入は2万3千頭程度。

（和牛に特徴的な遺伝子とは）

- ・ 和牛肉には特徴的な香りやうま味があることが明らかになってきており、これらには和牛に特有な遺伝子が関与。
- ・ 遺伝子の塩基配列を解明しその機能を明らかにすることにより、遺伝子特許が取得可能。

政策目標

- 取得した遺伝子特許を育種改良等に活用し、優良種畜の選抜等を行うことにより、家畜改良増殖目標（平成27年度）を達成
- 全国に普及しうる和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

<内容>

1. 和牛に関する知的財産の戦略的な活用

和牛の知的財産の戦略的な活用と遺伝子解析等研究開発の促進のための取組を支援します。

- （1）試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、家畜の有用形質に関する知的財産情報の集約化を図るとともに、和牛の知的財産の戦略的活用方を検討
- （2）和牛の美味しさ、香り等の有用形質に影響する要因を分析し、和牛肉の優れた形質に関連する遺伝子を探索するための新たな指標を開発

(3) 和牛の有用形質に関する遺伝子機能を解析し、遺伝資源の保護に資する特許取得を促進

畜産新技術実用化対策推進事業 510 (532) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築

(1) 全国システムの構築

精液の生産、使用状況を集約する全国システムを構築するための全国検討会の開催、システムの開発

(2) モデル地域システムの普及体制の構築

バーコード等を利用した地域システムの成果の取りまとめと地域の実態に即した形で普及するための検討会の開催、啓蒙普及

和牛精液等流通管理体制構築推進事業 130 (82) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、農業者団体等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3591-3656 (直))]

家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化

【強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数】

【家畜改良増殖対策推進事業 159(160)百万円】

【畜産新技術実用化対策推進事業 510(532)百万円】

事業のポイント

消費者ニーズに対応した品質の畜産物を合理的な価格で安定的に供給するため、種畜の繁殖・育成、能力の検定・評価により家畜改良増殖を推進するとともに、家畜のDNA育種技術等、国際競争力強化に資する新技術を積極的に導入します。

(家畜改良増殖とは)

- ・ 家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産コストの低減や品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献。
- ・ 家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠。
- ・ このため、家畜改良増殖法に基づき「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な改良増殖を推進。

(畜産新技術とは)

- ・ 家畜改良増殖を推進していくために、関連する新技術を積極的に導入し、効率的に実施。
- ・ 主な畜産新技術は、①性判別受精卵の生産、②DNA解析技術など。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成27年度）の達成

<内容>

1. 家畜改良施設等の整備

(1) 家畜改良増殖の推進

家畜の能力検定等に必要な施設及び優良な和牛受精卵を安定的に供給するための和牛受精卵供給施設の整備等を行います。

（強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県）

(2) 畜産新技術の実用化

性判別受精卵の生産、DNA解析等畜産新技術の実用化に必要な施設整備等を行います。

強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県

2. 家畜改良と新技術の実用化

(1) 家畜改良増殖の推進

畜産物の生産コストの低減や品質向上を図るため、産乳・産肉能力等について、能力検定等による高能力種畜の作出・利用の推進及び繁殖性の改善指導のための取組を行います。

家畜改良増殖対策推進事業 159(160)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2) 畜産新技術の実用化

- ① 国内の試験・研究機関や畜産関係団体等との連携により、効率的な遺伝子の特許取得と育種への活用方策を検討するとともに、取得された特許等知的財産の戦略的活用を図る体制を整備します。
- ② 遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良手法の開発・検証を推進します。
- ③ 電子標識導入に向けた調査・検討、電子標識のフィールド実証調査及び関連システム開発等を実施し、畜産経営における牛群管理や消費者への飼養履歴情報提供等の効率化を推進します。

畜産新技術実用化対策推進事業 510(532)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-3656(直))]

酪農生産基盤強化緊急対策事業（新規）

1 事業の目的

我が国酪農の国際競争力を強化し、国民に高品質な牛乳乳製品を安定的に供給していくためには、乳量、乳質に優れた生涯生産性の高い優良種畜を高度に利用することにより酪農経営における牛群の遺伝的能力を向上することと併せて、乳用牛の個体管理を強化し、遺伝的能力を十分に発揮させる飼養管理技術の向上を図ることが大きな課題となっている。

このため、受精卵等の優良遺伝資源の導入や種雄牛能力評価の向上、乳用牛雌性判別精液の生産拡大を通じて乳用牛群全体の能力を向上させるとともに、飼養管理情報に基づく技術指導及び先進的飼養管理技術の実証展示を行うことにより、我が国酪農の生産基盤強化を緊急に図るものとする。

2 事業の内容

(1) 乳用牛群能力向上対策

① 優良遺伝資源活用対策

乳用牛群の効率的な遺伝的能力向上に向けた、優良な受精卵、性判別受精卵の導入及び供卵牛の借り上げ

- ・優良受精卵の導入 50千円／個
- ・性判別受精卵の導入 15千円／個
- ・供卵牛の借り上げ 75千円／頭

② 種雄牛生涯生産性評価強化対策

生涯生産性との関連が深い体型の遺伝的改良を図るため、種雄牛評価に資する体型形質データの収集・分析

③ 性判別精液生産拡大対策

安定的に優良な後継牛を確保し、収益性の高い酪農経営を図るため、性判別精液の生産拡大のための機器等の導入及び性判別精液の利活用状況や受胎率等の調査

(2) 飼養管理技術高度化対策

① 飼養管理情報に基づく技術指導

ア 飼料給与量や繁殖状況など飼養管理技術の改善に取り組む際に必要な情報収集及び指導

イ 育成及び乾乳期の適切な飼料給与の分析

ウ 技術指導員の研修の実施

エ 飼養管理技術指導に必要な乳量・乳質検査機材の導入

② 先進的飼養管理技術の実証展示

生産性や品質の向上に資する先進的飼養管理技術に関する情報収集及び生産現場での実証展示

3 事業実施主体

2の(1)の①～②、(2)の①：(社)家畜改良事業団

2の(1)の③：(社)家畜改良事業団、(社)ジェネティクス北海道

2の(2)の②：(社)畜産技術協会

4 所要額（補助率）

10億円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4923
担当者：葛谷、真崎

肉用牛生産性向上緊急対策事業

1 事業の目的

肉用牛経営において、飼料価格高騰に対処するためには、繁殖性の向上や事故率の低減等を通じた生産性の向上を強力に推進する必要がある。

このため、各地域において、肉用牛生産性向上目標を掲げ、これら目標を地域が一体となって達成していくための取組に対する支援を行うことにより、肉用牛経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

(1) 肉用牛生産性向上推進対策

肉用牛生産性向上目標設定のための検討会や技術普及のための研修会の開催、現地指導等の実施

(2) 肉用牛生産性向上対策

地域における肉用牛生産性向上目標の達成に必要な器具機材の整備等を支援

① 雌牛繁殖性向上対策

分娩間隔短縮や受胎率向上等繁殖性の向上を図るため、種付け及び分娩の繁殖情報等の収集分析、発情発見器や発情同期剤等の導入

② 肉用牛事故率低下対策

肉用牛の事故率低下による生産性の向上を図るため、分娩監視装置、冷却用細霧装置、簡易牛舎、衛生資材等の導入

3 事業実施主体

(社)全国肉用牛振興基金協会

4 所要額（補助率）

9億円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4923
担当者：岡本、塚口

地域養豚振興特別対策事業（組替）

1 事業の目的

養豚経営において、飼料価格高騰やWTO等の国際化の進展に対処するためには、国内有用資源の活用を図りつつ、事故率の低減や繁殖性の向上等を通じた生産性の向上を図っていくことが重要な課題となっている。

このため、養豚集団が取り組む生産方式の高度化、種豚の能力向上、地域が一体となって生産性向上を図るための対策や養豚経営に起因する苦情発生を抑制するための取組等の多種多様な活動に対する支援を行い、国際競争力を備えた養豚生産基盤の確立を図る。

2 事業内容

(1) 地域養豚振興促進

未利用資源の活用、新たな飼養管理方法の実証、改良体制の再編・拡充や銘柄豚の確立等に向けた以下の取組を支援する。

- ① 未利用資源活用推進（新規）
養豚集団における未利用資源の有効活用体制の整備等
- ② 新生産飼養方式実証推進（新規）
飼養管理手法の高度化や共同採精施設の整備等、先進的な飼養方法の実証
- ③ 豚改良体制再編整備推進
能力検定の推進、多様な特性を有する育種資源（純粋種）の確保、不良遺伝形質の排除等による肉質改善の推進等
- ④ 地域銘柄化確立推進
高付加価値化を図るための銘柄豚の生産体制の確立

(2) 養豚生産性向上促進

地域における生産性向上目標や衛生プログラムの達成等に向けた以下の取組を支援する。

- ① 事故率低減対策
地域防疫対策の確立、病原体の侵入・まん延防止（オールインオールアウト方式の導入等）の徹底等
- ② 繁殖性向上対策
豚人工授精の普及、早期妊娠診断の実施等
- ③ 労働生産性等の向上対策
飼料給与方式の改善、飼養管理の省力化等

(3) 養豚経営環境問題クリア支援強化（新規）

養豚経営に起因する水質汚濁や悪臭等に係る苦情を軽減するための以下の取組を支援する。

- ① 水質汚濁対策
水質検査の実施
- ② 悪臭軽減対策
臭気検査の実施、臭気低減資材の利用、たい肥成分分析の実施等による悪臭軽減の実施

(4) 養豚振興推進指導

(1)、(2)及び(3)の事業の円滑な推進に必要な計画の策定や地域における課題の検討、調査、指導等を行う。

3 事業実施主体

(社) 日本養豚協会、農協等

4 所要額（補助率）

22億円（定額、1／2以内）

〔 担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4910
担当者：和田、森武 〕

国産飼料資源活用促進総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

我が国の畜産経営は、飼料原料の多くを輸入に依存しており、輸入とうもろこし価格等の外部要因に大きな影響を受けるなど、国産飼料に立脚した畜産の確立が緊要となっている。

このため、草地改良による高位生産草地等への転換促進、レンタカウを活用した放牧の導入促進、専用品種の安定供給による飼料用稲の生産拡大等を図るとともに、生産拡大により不足する労働力を補完するため、コントラクター（飼料生産の作業代行を受託する組織）の育成・拡大、飼料用米や未活用資源の飼料利用の拡大・定着により、自給可能な国産飼料の一層の生産・利用拡大を図る。また、家畜の飼養技術の向上によるさらなる生産性の向上等を図り、国産飼料に立脚した畜産の生産構造の確立を図る。

2 事業の内容

（1）粗飼料自給率向上総合対策事業（拡充）

ア 高位生産草地等への転換促進

地域に適合したイネ科及びマメ科永年牧草の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良により、生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換を促進する。

イ 粗飼料の効率的利用推進

放牧による効率的な飼料利用を推進するため、放牧条件整備とともに放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築する。

ウ 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、飼料用稲専用品種の種子について都道府県段階における種子生産を補完するための全国団体による供給体制を整備する。

（2）飼料増産受託システム拡大緊急対策事業

飼料生産を担う受託組織の育成・発展を新たに推進するため、受託する作業面積に応じた助成を行う。

（3）飼料用米導入定着化緊急対策事業

飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開するとともに、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討を行う。

（4）未活用資源飼料化促進事業

ア 地域エコフィード利用体制確立支援

新たにエコフィードの生産・利用に取り組もうとする地域における専門技術者の確保・育成等の取組に対する支援を行う。

イ 未活用・低利用資源の飼料化促進

小規模店の豆腐かす、パンくずやDDGS等新たな飼料原料について、実証試験等による利用方法の検討を行う。

(5) 畜産生産性向上促進総合対策事業

家畜の飼養技術の向上による更なる生産性の向上を図るため、相談窓口の設置や地域相談員による活動により飼養技術情報の集約、普及・指導を行う。

3 事業実施主体

(社)日本草地畜産種子協会、(社)中央畜産会、(社)配合飼料供給安定機構、全国連

4 所要額(補助率)

38億円(定額、1/2以内、1/3以内)

担当課：生産局畜産部畜産振興課

代表 03-3502-8111

担当者：

(1)の事業 相田、川原(内線4925)

(2)(3)の事業 上原、瑞慶村(内線4925)

(4)の事業 歌丸、小野寺(内線4915)

(5)の事業 吉さわ、池田(内線4924)

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 粗飼料自給率向上総合対策事業(拡充)

1 事業の目的

配合飼料の主な原料であるとうもろこしなど、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営が、持続可能な畜産を推進するためには国産飼料の活用が重要となっている。

このため、草地改良による高位生産草地等への転換促進、レンタカウを活用した放牧の導入促進、専用品種の安定供給による飼料用稲の生産拡大等を図り、飼料資源をめぐる新たな国際環境に対応できる畜産の生産構造の確立を図る。

2 事業の内容

(1) 高位生産草地等への転換促進

地域に適合したイネ科及びマメ科永年牧草の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良により、生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換を促進する。

このため、草地改良のための作付作業費、土壌改良に要する経費、種子代等の施工費の1/3以内を助成する(上限10千円/10a)。

(2) 粗飼料の効率的利用推進

効率的な飼料利用を図る目的から、放牧の推進のため、放牧集団の共同作業の推進やレンタカウ制度の構築等を図る。

(3) 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、飼料用稲専用品種の種子について都道府県段階における種子生産を補完するための全国団体による供給体制を整備する。

3 事業実施主体

(社)日本草地畜産種子協会

4 所要額(補助率)

15億円(定額、1/2以内、1/3以内)

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4925
担当者：相田、川原

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業

1 事業の目的

国産飼料の増産により、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現させることは、配合飼料価格の高騰の影響を軽減させ、我が国畜産の持続的な発展を目指す上から重要である。

一方、酪農家等においては、飼養頭数の増加等に伴い、労働力が不足している状況にあり、国産飼料生産の担い手を確保する観点から、飼料生産受託組織（コントラクター）等の生産組織を育成することが必要となっている。

このため、国産飼料の担い手となる飼料生産受託組織の育成・拡大に対する支援を行うことにより畜産経営の安定を図る。

2 事業内容

(1) コントラクター業務平準化促進

コントラクターの育成・定着を図るため、新たに作業受託を開始するコントラクターに対して、当該作業の受託面積に応じた助成を行う。

(2) 長大作物生産の緊急推進

青刈とうもろこし等長大作物の緊急的生産拡大についての飼料生産の受託を緊急に推進するため、長大作物の作業受託面積を3年間拡大するコントラクターに対し、単年度に限り、長大作物の作付作業及び収穫作業について緊急支援を行う。

3 事業実施主体

全国連

4 所要額（補助率）

10億円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4925
担当者：上原、瑞慶村

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料用米導入定着化緊急対策事業

1 事業の目的

飼料用米については、輸入とうもろこし価格が今後とも高騰する可能性がある中で、国内で生産される飼料用の作物として期待されており、また、我が国の水田機能を維持・活用する上でも重要である。

しかしながら、実際に飼料用米が生産されても、国内で飼料用米の利活用が本格的に行われたことがないことから、畜産側において、飼料用米を活用した畜産物の付加価値化等を図るとともに、米の飼料活用を可能とする環境・体制を整備することが課題となっている。

このため、飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開し、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討を行う。

2 事業内容

- (1) 飼料用米の利用拡大を図るための検討会を開催する。
- (2) 飼料用米の利活用に関する実態調査等を実施する。
- (3) 飼料用米の利活用をモデル実証するのに必要な経費に対し助成を行う。

【実証内容】

- ① 飼料用米の給与による家畜・畜産物への影響調査
- ② 飼料用米を利用した畜産物の成分分析
- ③ 飼料用米を利用した畜産物のPR活動

3 事業実施主体

(社) 日本草地畜産種子協会

4 所要額 (補助率)

7億円 (定額)

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4925
担当者：上原、瑞慶村

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 未活用資源飼料化促進事業

1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等により配合飼料価格は上昇しており、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれている。

このため、食品残さ等の未活用資源の飼料利用を一層促進することが必要であり、取組の中核となる専門技術者の確保等について支援することで、未活用資源の利用を推進し、飼料コストの低減を図る。

2 事業内容

(1) 地域エコフィード利用体制確立支援

地域での未利用資源の飼料利用を進めるため、関係者による連携、地域情報の分析等を行うとともに、食品残さの飼料化を事業化しようとする地域的取り組みを確実に成功に導くため、専門技術・知識の習得を図る地域研修会の開催及び事業化に必要な検討・助言を担う専門技術者を地域に設置する。

(2) 未活用・低利用資源の飼料化促進

小規模店の豆腐かす、パンくず等の低利用資源やDDGS等新たな飼料原料の掘り起こしとともに、実証試験等による利用方法の検討、活用のための技術マニュアルの作成を行い、未活用・低利用資源の飼料化を推進する。

3 事業実施主体

(社) 中央畜産会、(社) 配合飼料供給安定機構

4 所要額 (補助率)

4億円 (定額)

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代 表 03-3502-8111 内線4915
担当者：歌丸、小野寺

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 畜産生産性向上促進総合対策事業

1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応し、畜産の生産現場においては、飼養管理のあり方を点検・検証し、最大限に効率的な生産を目指すことが重要である。

このため、相談窓口の設置や地域相談員による活動、先行事例の調査・分析等、配合飼料価格の上昇に対応した飼養管理技術等の情報提供、相談・助言を行い、家畜の生産性を向上させる取組の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 普及推進検討会の開催

全国及びブロック段階において、飼養技術の普及等による家畜の生産性向上を推進するため、関係者から構成される普及推進検討会を開催する。

(2) 地域勉強会の開催

地域段階において、生産者等を対象とした飼養管理技術等に関する勉強会を開催する。

(3) 相談窓口の設置、地域における畜産農家の助言・指導

① 相談窓口の設置

畜産農家等からの相談に迅速かつ的確に対応するため、地域に相談員を配置し、畜産農家に対して、当該相談員が助言や指導、他関係機関・団体との連絡・調整を行う。

② 地域における畜産農家の助言・指導

相談員が畜産農家を個別訪問し、個々の状況を点検・分析し、生産性向上に係る助言・指導を行う。

(4) 先行事例調査・分析

既に地域で取り組んでいる事例について、技術の詳細、経営への効果等について調査・分析を行い、その結果を他の畜産農家に普及する。

(5) 技術普及用パンフレット等の作成・配布

家畜の生産性向上のための飼養技術等に関するパンフレット等を作成・配布する。

3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

4 所要額 (補助率)

2億円 (定額)

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表03-3502-8111 内線4924
担当者：吉ざわ、池田

畜産経営生産性向上支援リース事業

1 事業の目的

生産性の向上を図ろうとする畜産経営等に対し、個々の経営の創意工夫や主体的な判断を尊重しつつ、経営改善への取組を支援するという観点から、必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の生産性向上対策を支援する。

2 事業の内容

畜産経営の生産性向上を図るために必要な機械等を畜産農家等がリース方式により導入する際に、リース料のうち、当該機械等の購入費分の1/3を助成する。

<貸付対象機械>

畜産経営の生産性向上に資する機械等として以下に掲げるもの

- ① 生産効率向上に資する機械等（通風装置、飼料攪拌機、細霧装置 等）
- ② 労働力軽減に資する機械等（自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置 等）
- ③ 飼料費低減等に資する機械等（飼料収穫機、飼料梱包機、飼料貯蔵施設、エコフィード給餌装置 等）

3 事業実施主体

（財）畜産環境整備機構

4 所要額（補助率）

6.4億円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線4890
担当者：武田、大竹